

日時 平成28年2月8日(月)午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14Fホール

農業委員49名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 桝永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員3名

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中46名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

本日は皆様、大変お忙しい中に、農業委員会総会に多くの方が出席いただきまして本当にありがとうございます。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の審議が、主なものとなります。本日の総会がスムーズにいきますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るにあたり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名します。

本日の議事録署名者には22番の園川良二委員と23番の竹原孝昭委員を、書記に事務局の米田修参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで6件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 すみません。本日も訂正がありますのでよろしくお願いいたします。

まず議案書別冊1ページ開いていただきまして、目次のほうから訂正箇所をお願いいたします。まず第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請と、今24件となっておりますけれども、こちら2件取り下げがっておりますので22と訂正方をお願いいたします。これに伴いまして同じく合計数を今192と表記しておりますけれども、こちらのほうを190と訂正方をお願いいたします。

続きまして、個別のものに入っていきます。16ページをまずお開きください。5条関係でございます。16ページの1番です。まず1番ですけれども、施設概要と、今、駐車場と表記しておりますところを、貸し駐車場というふうに訂正方をお願いいたします。

同じくこの16ページの4番と5番ですけれども、こちらについては、取り下げがっておりますので罫線等での削除等をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、次ページの17ページですけれども、6番、17ページの一番上の段ですけれども、こちらの譲渡人のところなんですけれども、今、「愛媛県四国中央市川之江町2270番地の7」となっております。こちらの「の」のほうを削除をお願いいたします。「四国中央市川之江町2270番地7」が正しいです。「の」のほうの削除方をお願いいたします。

続きまして、ページが20ページに飛びます。22番と23番の備考欄ですけれども、こちらに以下の追記をお願いいたします。「564-17のみ持ち分3分の1」と、それぞれ追記方をお願いいたします。

それと一番最後になりますけれども、ページが61ページになりま

す。報告事項の1枚上のほう、色用紙の1枚上、1ページ戻りますけれども、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の欄の願出人の住所なんですけれども、こちら今表記しておりますところ「西区上代2丁目8番25号」となっております。こちら「上代」のほうを「上高橋」と訂正方お願いします。「西区上高橋2丁目8番25号」が正しいです。

修正は以上です。

議 長            それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、64件でございます。地元委員の報告にあたりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

まず1番ですが、申請人が議席番号16番の嶋村委員本人となっております。よって農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、議事に参与することができません。嶋村委員には、1番の審議終了まで議場から退出いただきます。

(嶋村委員 退室)

議 長            それでは、1番について地元委員より報告をお願いします。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は、画図町大字所島にお住まいの専業農家で、子へ贈与のために農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は米を作付されます。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長            ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同            異議なし。

議 長            異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでは、嶋村委員に入室をお願いします。

(嶋村委員 入室)

議 長 次は2番。地元委員、2番をお願いします。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

2番から25番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番から4番までは関連で、経営拡張のための賃借権設定の申請です。申請人は果樹を栽培されている専業農家で、申請地にはデコポンを作付される計画です。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は水稻、果樹を栽培されている専業農家で、申請地にはデコポン、ミカンを作付される計画です。

6番から22番までは関連で、県営小島地区経営体育成基盤事業地内で、基盤事業の整備に伴い今回、賃借権設定及び使用賃借権設定の申請をされるものです。申請人は専業農家及び兼業農家で、申請地には水稻、露地野菜を作付される計画です。

23番は、独立就農のための賃借権設定の申請です。申請人には先日の地区委員会に出席を願い、営農計画などについて聞き取り調査を行い、計画どおり意欲的に農業に従事することを確認しております。申請地では水稻、ピーマンを作付される計画です。

24番は、社会福祉法人が農地を取得されるための所有権移転の申請です。本来、農業生産法人以外の法人は農地を取得できませんが、「農地法施行令第6条第1項第1号ハ」で、社会福祉法人が運営する社会福祉施設がその運営のための農地を取得することは、不許可の例外として認められております。今回の申請地は、福祉施設の近隣にあり、施設の利用者が農作業によるリハビリを目的として利用されるために取得されるものです。申請地には水稻を作付される計画です。

25番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。申請人は水稻、施設野菜、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはスナップエンドウを作付される計画です。

以上、24件について協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、2番から25番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、26番。

28番 榑永築委員

28番委員、榑永です。

26番から30番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

26番、27番は関連で、26番は年金受給継続のため同居の後継者へ経営移譲、27番は経営拡張のための申請です。申請者はミカンをつくられる兼業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

28番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

29番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンをつくられる兼業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

30番は、独立就農のための申請で賃貸借権の設定をされるものです。さきの地区委員会へ出席を願い、営農計画について聞き取り調査を行いました。申請者は昨年結婚されたご夫婦で、奥様がワーキングホリデー制度を利用しオーストラリアに語学研修に行かれていますときに、フランス人の夫と知り合われました。現在、奥さんの実家である河内町でご両親とミカンをつくられていますが、今後は青年就農給付金制度を活用され、独立した農業経営を目指されます。申請地にはミカンをつくられる予定です。

以上5件、さきの地区委員会で協議した結果、いずれの申請も、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、26番から30番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、31番。

47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

31番と32番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

31番と32番は関連で、借入地の交換のための賃貸借の申請です。賃借人は31番の貸し人から農地を借地しておりましたが、貸し人の都合で農地を返還することになり借入地を交換することになりました。

賃借人は専業農家で米とネギをつくられており、許可後は米とネギをつくれる予定です。

以上2件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、31番から32番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、33番。

#### 32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

33番と34番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

33番は、使用貸借による権利設定の申請です。借り人である法人は貸し人が代表を務める農業生産法人で、今回初めての農地の権利取得です。許可後は米とジャガイモをつくれます。地区委員会において話を伺い、農業生産法人としての要件の確認、また、認定農業者を得ていることなど意欲の面も確認できました。

34番につきましては、使用貸借による権利設定のための申請です。譲受人は米とメロンをつくられており、許可後は米を栽培される予定です。

以上2件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、33番から34番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、35番。

#### 25番 清崎勝矢委員

25番委員、清崎です。

35番から37番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

35番は、既に賃借で耕作されている農地を所有するための申請です。譲受人は米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

36番は、経営移譲年金受給のための使用貸借権設定の申請です。後継者である借り人は、兼業農家で米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

37番は、経営移譲年金のための使用貸借権設定の申請です。後継者である借り人は、兼業農家で米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

以上3件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、35番から37番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、38番。

#### 14番 山口謙蔵委員

14番委員、山口です。

38番から47番までについて、地区委員会の協議状況を報告いたします。

38番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米を作付けており、許可後は露地野菜をつくられる予定です。

39番は、賃借し既に耕作されている農地を所有する申請です。譲受人は米、麦、露地野菜を作付けており、許可後は米、麦をつくられる予定です。

40番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米、麦と露地野菜を作付けており、許可後は露地野菜をつくられる予定です。

41番と42番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米、麦、大豆と露地野菜を作付けており、許可後は米、麦、大豆をつくられる予定です。

43番から45番までは関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は植木などの苗木をつくられており、許可後は植木などの苗木とクリをつくられる予定です。

46番と47番は関連で、前回継続審議にいたしました案件です。地区委員会にお呼びして改めて耕作の意思を確認しました。しっかりと耕作されていることを確認でき、問題ないことを協議しました。許可後は米をつくられる予定です。

以上10件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、38番から47番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、48番。

#### 40番 村上正春委員

40番委員。

48番から51番について、地区委員会での検討状況を報告します。

48番、49番は関連で、譲受人が経営拡張のために所有権移転される申請です。譲受人は稲作の兼業農家で、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

50番、51番は関連です。譲渡人は同じ方で、譲受人は同一世帯員で、50番が親で51番が子供さんです。経営拡張のための所有権移転をされる申請です。譲受人は稲作の兼業農家で、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、48番から51番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、52番。

#### 34番 谷口憲治委員

34番委員です。

5 2 番から 6 4 番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5 2 番から 5 4 番は関連でございます。5 2 番は、独立就農のための賃貸借及び使用貸借による権利移転の申請です。許可後はスイカ、キュウリ、カボチャを作付される予定です。先日の地区委員会に出席いただき、事業計画等を聞き取りいたしました。営農計画等については何ら問題がないことを確認いたしております。

5 5 番は、耕作の便宜上取得のための売買による所有権移転申請です。許可後はスイカ、キャベツを作付される予定です。

5 6 番は、おいへの贈与による所有権移転申請です。許可後はスイカ、キャベツを作付される予定です。

5 7 番は、経営拡張のための売買による所有権移転申請です。許可後は露地野菜を作付予定です。

5 8 番は、経営拡張のための売買による所有権移転申請です。許可後は露地野菜を作付されます。

5 9 番、6 0 番、6 1 番は関連でございます。経営拡張のための売買による所有権移転申請です。許可後は水稲を作付される予定です。

6 2 番、6 3 番、6 4 番は関連でございます。農業生産法人設立と構成員の賃借権の転貸による権利設定申請です。許可後はニンニク、ブロッコリー、ブドウを作付される予定です。先日の地区委員会に出席いただき、事業計画等を聞き取りいたしました。営農計画等については何ら問題ないことを確認いたしております。

以上 1 3 件、地区委員会で検討いたしました結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、5 2 番から 6 4 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2 号議案、競売買受適格証明願（耕作目的：会許可分）1 件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第 3 条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1 番、お願いいたします。

3 9 番 橋本春利委員

3 9 番委員、橋本です。

1 番の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 番の願出人の方へ、先日地区委員会に出席を願い、現在の耕作状況、取得後の作付予定作物などについて聞き取り調査を行いました。願出人は、水稲、施設野菜を栽培されている農業生産法人で、取得後は水稲、ネギを作付される予定です。

以上1件、さきの地区委員会での聞き取り調査により協議、検討の結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、競売適格証明の交付については問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり適格者であると決定いたします。

なお、願出人が最高価格買受申出人となられた場合に、農業委員会へ農地法第3条の許可申請書が提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付してよろしいかお諮りいたします。ご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、そのようにいたします。

続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、3件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

## 28番 榊永築委員

28番委員、榊永です。

1番、2番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、太陽光発電設備を建設される申請で、所有農地の有効利用のために転用を計画されました。農地区分は、中山間地の広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、発電能力13kW、太陽光パネル50枚を設置されるものです。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可後速やかに着工され9月末までを予定されており、許可後は

目的どおり転用されることを確認いたしております。

2番は、農家住宅を建設される申請です。申請者は河内町でミカンをつくれる専業農家で、既存住宅の老朽化のため建てかえられるものです。既存宅地515㎡の隣接農地59㎡を転用し農家住宅を建設されます。農地区分は、広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積574㎡に、木造瓦ぶき平屋建て1棟125㎡の建設です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、4月上旬から8月下旬までの5カ月間を予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上2件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして、3番。

#### 47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

3番は、共同住宅建設のための転用許可申請です。申請人は、申請地の隣接土地を資材置き場として使用していましたが、今回その土地を含めて賃貸住宅を建設するものです。農地区分は、市街化が見込まれ、500m以内に高等学校と保育園及び医療施設があり、沿道に上下水道が通っているため、3種農地と判断しました。土地利用計画は、転用面積283㎡と隣接する宅地と合わせ事業面積999.52㎡に、木造2階建ての賃貸住宅2棟で、適切な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありませぬ。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事は平成28年3月10日から平成29年3月10日までの1年間で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上1件について、先日の地区委員会で現場調査、確認を行い、立

地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、22件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いいたします。

#### 16番 嶋村鎮雄委員

16番委員、嶋村です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

譲受人は株式会社エスエーグローバルで、農地を取得し貸し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、市街地に隣接する10ha未満の区域内にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接する工藤設備への貸し駐車場14台分として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成28年4月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、1番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、2番。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

2番と3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、農地を取得し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接する10ha未満の区域内にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築される予定で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可につきましても、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成28年8月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

3番は、プリントオン株式会社が農地を賃貸借し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、上水道管、ガス管が埋設される道路の沿道で、500m以内に医療施設、教育施設があることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、近隣にある借り人の事業所従業員及び来客用の駐車場14台分として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は、平成28年4月1日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、2番と3番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

4番、5番は取り下げでございまして、6番。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

6番から8番について、先日の地区委員会での協議状況を報告いた

します。

6番は、農地を取得し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、上下水道管が埋設される道路の沿道で、500m以内に2つの医療施設があることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、譲受人が近隣で焼き肉店を出店する計画があり、従業員及び来客用の駐車場9台分として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成28年2月20日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

続きまして7番は、農地を取得し個人住宅への転用の申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可につきましても、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成29年2月28日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

8番は、有限会社羽田野木材さんが、農地を取得し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接の譲受人の事業所従業員用及び来客用の駐車場15台分を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成28年4月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、6番から8番につきましては、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、6番から8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして、9番。

### 39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

9番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、個人住宅建築のための使用貸借権設定の申請です。申請者は、子供も大きくなり住まいが手狭になったため住宅の建築を計画されました。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積247㎡に個人住宅1棟2階建ての建築で、適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、申請地は無断転用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されており、今回はやむを得ないものと判断いたしました。工事期間は、平成28年3月10日から平成28年12月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可も必要となりますが、手続中であることを確認しております。

10番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は現在、単身赴任をされており、妻と子供2人は妻の実家で生活しており、実家が少々手狭になったため、今回、家族で暮らす住宅の建築を計画されました。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の、集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅に該当するものと判断しました。土地利用計画は、転用面積493㎡に個人住宅1棟平屋建ての建築で、適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成28年3月1日から平成28年12月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、手続中であることを確認しております。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長           ただいま、9番、10番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、11番。

#### 47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

11番は、個人住宅建設のための許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため申請地を選択したものです。農地区分は、市街地の区域などに隣接し、近接する農地が10ha未満であるため、第2種農地と判断されます。土地の利用計画は、個人住宅1棟で妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年3月1日から平成28年10月31日までの8カ月の予定です。許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

12番は、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため申請地を選択したものです。農地区分は、市街地近接の広がりがない農地であるため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積899㎡、事業実面積877.98㎡の建て売り住宅4棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、許可後から平成28年11月15日までの約9カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

13番と14番は関連で、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため申請地を選択したものです。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積1,626㎡に建て売り住宅7棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年3月1日から平成28年12月31日までの10カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、11番から14番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして、15番。

### 37番 角居登委員

37番委員、角居です。

15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、農業用倉庫及び農業者住宅のための使用貸借権設定による転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。申請地は貸し人である父の所有で、借り人である子が、農業用倉庫を建築するため転用されるものです。また、申請地には昭和47年に無許可で農業者住宅を建築しており、このことについて深く反省しておられ、てんまつ書の提出がっております。土地利用計画は、既存住宅の建つ農地の一部69㎡と農業用倉庫の132㎡（建築面積64.8㎡）の合わせて201㎡で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、被害防除においても問題はあります。工事計画は、許可後から1カ月間の予定です。

先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、15番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして、16番。

### 25番 清崎勝矢委員

25番委員、清崎です。

16番から17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、賃貸借権設定による資材置き場のための転用許可申請で

す。交通の便もよく富合地区でも事業を展開していくため計画され、近くは隣接地の工事も予定されているため選定されたものです。農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、桧板置き場、ビニール管置き場、L型コンクリート置き場及び回転部分から成り、妥当な面積と思われます。隣接農地はなく、整地等の工事は自社施工で行い、排水計画、被害防除とも問題ありません。ただ、簡易の小屋を設置していたことについて深く反省され、始末書の提出を受けております。工事計画は平成28年4月1日から4月20日までの約20日間の予定で、許可後速やかに申請にかかわる目的どおり施工されるものと考えています。

17番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅のための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の宅地化が進んでいる父の土地を、無償で借り受けることができたため、申請地を選定されたものです。農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅で妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。ただ、個人住宅の計画にあたって、以前リース会社の申し入れで駐車場に貸し出した際、転用許可を得ていなかったこともあり、改めて気づき深く反省し始末書の提出を受けております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの約12カ月の予定で、許可後速やかに申請にかかわる目的どおり施工されるものと考えております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま、16番から17番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
                  続きます、18番。

15番 松原信博委員

15番委員、松原です。

18番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、所有権移転による個人住宅のための転用許可申請です。譲受人は借家住まいで手狭になり住宅を計画、実家に近く便利なため申請地を選定したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと思われます。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟、建築面積が162.75㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課の事前審査の申請中です。工事計画は平成28年4月1日から同年8月31日までの5カ月で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、18番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして、19番。

#### 40番 村上正春委員

40番委員、村上です。

19番から21番について、地区委員会で協議状況を報告します。

19番、20番は関連です。申請人が個人住宅を建設されるための所有権移転の転用申請です。申請地は、10ha未満の小集団の農地であり第2種農地と判断されます。申請人は借家住まいで手狭となつたため個人住宅を計画されました。隣接する農地の同意、その他必要書類は添付されております。木造平屋建て1棟で、転用面積も妥当だと思われます。工事期間は平成29年2月末日までです。

21番も、申請人が個人住宅を建設するための所有権移転の転用申請です。申請地は、周囲に農地がなく生産性の低い農地であるため第2種農地と判断されます。申請人は借家にお住まいのため個人住宅を計画されました。資金証明等、その他必要書類は添付されております。木造平屋建て1棟で、転用面積も妥当だと思われます。工期は8月3

0日までです。

以上、先日の地区委員会において現地調査を行い協議、検討した結果、転用許可基準は満たされると判断されます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、19番から21番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、22番。

### 31番 牧坂邦夫委員

31番委員、牧坂です。

22番から24番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

22番は、所有権移転による個人住宅と道路建設のための転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続しており不許可の例外に該当します。転用面積としては適正な面積と判断されます。事業計画、融資証明、隣接農地の同意等もそろっており、工事期間は平成29年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域で開発許可の事前協議もなされています。

23番も、所有権移転による個人住宅と道路建設のための転用申請です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続しており不許可の例外に該当します。転用面積としては適正な面積と判断されます。事業計画、融資証明、隣接農地の同意等もそろっており、工事期間は平成29年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度区域で開発許可の事前協議もなされています。

24番も、所有権移転による個人住宅建設のための転用申請です。農地区分は、JR植木駅から500m以内の農地で第2種農地と判断されます。転用面積としては適正な面積と判断されます。なお譲渡人からは、これまで隣接住民の交流の場（ゲートボール場）として開放されてきたが、農地法を認識不足であったため手続を行っていなかったことを反省し、始末書が添付されています。事業計画、融資証明、

隣接農地の同意等もそろっており、工事期間は平成28年10月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域で開発許可の事前協議中です。

以上3件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、22番から24番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

次に、第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(11号)について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細23ページの1番から25ページの6番までの合計6件でございます。1番から4番が公社への売り渡し、5番から6番が相対による売買です。面積は6件合わせまして、田4,967㎡、畑1万357㎡の合計1万5,324㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細25ページの7番から48ページの71番までで、貸し手68名、借り手43名の件数65件です。契約期間別では、6年未満が25件、6年以上10年未満7件、10年以上が33件で、面積は65件合わせまして、田16万8,452㎡、畑2万7,746㎡の、合計19万6,198㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、果樹、麦、施設野菜、花卉、露地野菜及び大豆です。

次に、再設定分です。明細48ページの72番から57ページの93番までで、貸し手21名、借り手18名の件数22件です。契約期間別では、6年未満が16件、10年以上が6件で、面積は22件合わせまして、田7万461㎡、畑2万599.82㎡の、合計9万1,060.82㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、施設野菜、果樹及び露地野菜です。

次に、農地利用集積円滑化事業です。明細58ページの94番から59ページの99番が、熊本市農業協同組合による農地の借上と転貸

です。契約期間は全て6年未満で、面積は田のみの6,681㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容は水稻です。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

### 39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

1番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人は、対象農地4筆についてネーブル、ハッサクを栽培されており、農地として適正な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付については、何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第6のその他ですが、本日は特に何もございませんが、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

それでは、事務連絡がございます。

閉 会 午後4時07分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成28年2月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 園川 良二

署名委員 竹原 孝昭

書 記 米田 修